

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

令和2年4月9日時点

佐 渡 市

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「3つの密」を避ける対策をとります。

- ※「3つの密」とは
- i 換気の悪い密閉空間
 - ii 多数が集まる密集場所
 - iii 間近で会話や発声をする密接場所
- をいいます。

1 市の主催するイベントの中止について

(担当課：防災管財課 電話 0259-63-3125)

- ・佐渡市が主催・共催するイベントは、4月30日(木)までの間、中止又は延期する。

2 窓口カウンター等の消毒等について(担当課：総務課 電話 0259-63-3111)

- ・市役所本庁及び各支所・行政サービスセンターの窓口カウンターには、感染防止用の消毒液を配置している。

3 市職員の職務対応について(担当課：総務課 電話 0259-63-3111)

- ・市役所本庁及び支所・行政サービスセンター等での窓口担当は、マスクを着用して対応する。
- ・発熱などの風邪の症状があるときは、出勤を控え、自宅での経過観察とする。
また、経過観察に当たっては、体調管理シートを用いて2週間の観察を行う。
- ・島外への出張は、必要最小限に留める。
- ・採用又は異動により市外から転入した職員、出張等により市外へ外出した職員に対し、体調管理シートを用いて2週間の健康観察を行う。

4 小・中学校について(担当課：教育委員会学校教育課 電話 0259-58-7351)

(1) 学校の再開について

4月6日(月)から令和2年度の教育活動を開始。

(2) 中学校の部活動について

4月10日(金)から5月6日(水)まで活動を中止する。

5 放課後児童クラブ(学童保育)について

(担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126)

- ・4月6日(月)から通常の開館。

- 6 公立保育園及び幼稚園について（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）
・通常どおり開所。
- 7 病後児保育について（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）
通常どおり実施。
- 8 地域子育て支援センターについて（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）
・4月6日（月）から再開。
- 9 公の施設の休館について（担当課：防災管財課 電話 0259-63-3125）
- (1) 公の施設については、体育館やホール等を除き開館する。
 - (2) 体育館やホール等については、4月30日（木）まで休館する。
 - (3) 身体を動かす講座や濃厚接触（3つの密）すると考えられる講座については、4月13日（月）から4月30日（木）の間、自粛を要請する。
 - (4) 図書館・図書室について、4月13日（月）から4月30日（木）の間、貸出・返却のみの利用とする。
 - (5) 博物館について、4月13日（月）から4月30日（木）の間、団体での利用は不可とし、個人入館のみ可能とする。